

## 【添削課題】

出典…慶應義塾大学・経済・06年・改

## 解答

## 【文章例①】

## 問1

課題文は遺伝子診断によつて「疾病の可能性や、場合によつてはその蓋然性の大きさについても推測できる」と言うが、それが個人に幸福をもたらすとは限らない。この主張は疾病に対する深い理解を欠いている。疾病というものは実に多様である。課題文が利点として主張する発症の防止や抑制ができるものだけではない。たとえば、認知症のように不可逆的に進行し、現段階では治療困難なものも少なくない。これらの疾病的発症可能性を知らされた人は、自分の将来に大きな不安を抱き、絶望して自暴自棄の人生を送ることになりかねない。それは本人ばかりか家族や社会にとつても不幸である。

この問題を解決するには、課題文が指摘するように本人の意思に沿つて遺伝子診断を行えば良い。しかし、私は「説明と同意」の徹底だけでは問題を解決できないと考える。人間の気持ちは揺れ動くものだ。診断前は知りたいと考えていても、診断後に遺伝子情報を知ったことを後悔する人がいるはずだ。とりわけ治療困難な病気の発症可能性を知った人は、たとえ自らが望んだ結果であつても不安を抱き、絶望するだろう。こうした事態に対応することが私の考える解決策の基本である。まず、遺伝情報が正しく理解されるように、発症可能性の意味とそれへの対応について専門家による詳しい説明が必要だ。そして、この説明結果に対する動搖を抑えるために、本人や家族に対する心理的ケアも必要不可欠である。

問2 病によっては、診断を受けた個人に対し、将来・人生への不安・絶望を与える。

## 【文章例②】

問1

生命に優劣はない。私はこの観点から課題文の主張に反論する。課題文は遺伝子診断の結果から「両親が疾病的発病を恐れ、妊娠中絶の道をとること」を利点として挙げる。これは、疾病関連遺伝子を有する生命を劣るものとして考える優生思想に他ならない。かつての日本では、特定の遺伝性疾患のある個人に対する不妊手術が、旧優生保護法によつて半ば強制的に行われてきた。この悪法がようやく廃止されたにもかかわらず、その根底にあつた思想が遺伝子診断によつてよみがえりかねない。特定の疾病や障害を「劣った生命」と考え、妊娠中絶で選別することは生命の尊厳を犯すばかりか、その操作を容認する点でもきわめて危険である。

この問題を解決するには、遺伝子診断に明確な原則を設けなければならない。原則とは、生命に優劣をつけ、これを選別するために診断することの禁止である。ただし、親が重篤な遺伝性疾患の場合など、遺伝子診断を望むことが理解できる場合もある。これについては、例外的に実施できる道を用意すれば十分ではないか。たとえば、学会等で診断の可否について明確な基準を設け、倫理審査会のような第三者機関がチェックをするのだ。しかし、より根本的な問題解決のためには、病気や障害を個人的問題として、本人や家族に負担を押し付けてきた社会の変革が必要である。社会的支援が充実すれば、病気や障害があつても産む判断をしやすくなるだろう。

問2 診断は生命の優劣を判断するもので、病気・障害を「劣る生命」とみなし危険である。

解説

### 1 出題について

この問題は、慶應義塾大学経済学部の二〇〇六年度入試問題を一部改変したものである。出題の趣旨は「与えられた情報を疑う」ことである。「疑う」ことは情報リテラシーの一つで、これから的情報化社会を生き抜くための基礎能力といえる。また、知識詰め込み型の受験教育の中で「疑う」ことの習得は難しい。他の受験教科と観点を変えた評価をしたいとの思いが大学側にあるのだろう。「疑う」ことは問題発見能力と言い換えることもできる。ゆとり教育の象徴として誤解・批判されてきた総合学習だが、それは「問題の発見→問題の分析→問題の解決」という思考能力の習得をめざすものだ。この問題の遺伝子診断に何らかの問題を発見し、これを解決するための対策を提示するという解答プロセスが、総合学習に類似している点にも留意してほしい。この問題を通じて問われ

てているのは知識の量ではなく、こうした思考能力なのである。

## 2 設問の趣旨

設問は「遺伝子診断が人間社会に大きく貢献することが三つの事例によつて主張されています」と課題文を紹介し、「しかし、これとは逆に、科学の力によつて遺伝情報が明らかになることから生ずる問題もあると考えられます」として、以下の二つのことを求めている。

- ① 三つの事例の中から一つを選び、課題文の主張にたいして説得的な反論を加えなさい。
- ② そうした問題を解決するのにどのような対策を社会的に講ずることが望ましいのかを六〇〇字以内でまとめなさい。

まず、①は課題文の主張に対する「説得的な反論」を求めている。一般的に相手の問題点を指摘することが反論の中心だが、設問が「三つの事例の中から一つを選ぶ」よう求めていることに留意しなければならない。課題文は「遺伝子診断が人間社会に大きく貢献すること」を三つの事例から説明する。仮に全体の字数六〇〇字のうち半分を①の解答に当てるとして三〇〇字で、その中で三つの事例を取り上げると、一事例あたり一〇〇字しかなく、十分な説明ができない。設問に従つて「一つ」にしぼり込めば、反論の説明に三〇〇字を使うことができる。「一つ」を選ぶことは反論を「説得的」にする条件といえる。相手の問題点を書き連ねるのでなく、もつとも重大なものに論点をしぼり込むことが「説得的な反論」を生み出すのだ。

次に、②は「説得的な反論」の中で指摘した問題点の解決に向けた対策の提示を求めている。ここで留意すべきは、設問が求めるのは「社会的」な対策であることである。十分な経験と知識のない受験生が、小論文の中で対策を提示するとき、身近なところでできる一人ひとりの努力を挙げることが少なくない。しかも、それは、「私たち遺伝子診断の危険性も考慮して利用しなければならない」というような精神論になりがちだ。しかし、そのような個人的な努力だけでは社会的な問題を解決することは難しい。そのため、「どのような対策を社会的に講ずることが望ましいのか」を問う設問になつたと思われる。なお、問題点の除去が容易でないときは、遺伝子診断の禁止こそがもつとも望ましい対策といえる。その余地は否定しないが、遺伝子診断の有用性を考えると、利用の範囲・方法を限定したり、問題の発生を抑制する「仕掛け」を用意することが対策の中心になると思われる。

### 3 解答のポイント

#### (1) 課題文から論点（遺伝子診断の利点）を把握・整理する

この問題における課題文の役割は、遺伝子診断が人間社会に大きく貢献する点（利点）を理解し、これを論点として把握・整理することである。あくまでも解答の起点にすぎないものなので、以下のように課題文の記述を参考に簡潔に表現することが望ましい。また、字数の余裕がないので、それぞれについて解答の中で説明する必要はない。仮に自分が論点Xを「一つ」選んだ場合は、それについて簡潔に説明した上で、ただちに「説得的な反論」に入りたい。

論点	利点	説明（課題文の記述）
X 疾病予防	疾病の発症可能性がわかれば…発症を防止したりあるいは遅らせたりすることができます。	なんらかの疾病関連遺伝子を有した子を宿したとき…両親が疾病的発病を恐れ、妊娠中絶の道をとる。
Y 出産回避		当該個人の疾病発生のリスクを計算することができます…個別主体のリスクに応じた保険料の徴収が可能になる。
Z 細分化保険		

#### (2) 説得的な反論を加える

前述のように、三つの事例（論点）のうち「一つ」を選ぶことが「説得的な反論」の解答条件である。各論点については以下のような問題点を指摘できるが、このすべてを解答に盛り込むのではなく、論点を「一つ」にしぼり込んで説明を深めることが望ましい。たとえば、論点Yを選んだ場合、「生命倫理への抵触」を端的に挙げるだけでなく、それが何を意味するのか、どのような点で危ういのかを具体的に説明することで、解答の説得力が高まる。

(3)

論点	問題点	説明
Z	差別・不公平	自分の将来に大きな不安を抱き、絶望して自暴自棄の人生を送ることになりかねない。 特定の疾病や障害を「劣った生命」と考え、選別することは生命の尊厳を犯す。
Y	生命倫理への抵触	遺伝子という生来的な理由による不利益な取扱は不当な差別であり、保険の公平性を損なう。

### 問題点の解決策を示す

遺伝子診断の問題点を指摘して反論するだけでなく、それを取り除くための社会的な対策の提示を設問は求めている。以下に示したものは、各論点ごとに解決策の一例を示したものである。他にもさまざまな解決策が考えられるが、大切なことは何を挙げるかではなく、それが問題点の改善、抑制に有効か否かである。したがって、解答に盛り込むべき解決策は、「説得的な反論」で指摘した問題点に対応し、それに対する有効性を説明できる内容でなければならない。たとえば、論点Zの解決策は「利用範囲の限定」だが、これは細分化保険への利用が「差別・不公平」との反論に対応したものである。国民皆保険制度をとる日本では公的保険が医療のセーフティネットとなつており、民間の医療保険はあくまでも補完的なものである。遺伝子診断の利用を民間保険に限定すれば、セーフティネットには影響せず、差別・不公平による害も必要最小限に抑制できるというのが趣旨である。

論点	解決策	説明
X	心理的ケアの充実	診断結果に対する動搖を抑えるために、本人や家族に対する心理的ケアを充実させる。
Y	第三者のチェック	学会等で診断の可否について明確な基準を設け、倫理審査会のような第三者機関がチェックをする。
Z	利用範囲の限定	民間保険に限定し、セーフティネットである公的保険の中での利用は認めない。

以上のように、自らが選んだ論点を軸に反論と解決策を説明していくことが解答の基本である。この問題には、以下のような小論文の一般的な解法が含まれていることに気づいてほしい。

- ①課題文を通じて論点を把握・整理する。
- ②自己の視点（興味・関心）で論点を選択する。
- ③論点に関する問題を発見し、構造を分析する。
- ④問題解決の方向・内容を示す。